

令和7年度文化活動活性化支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人愛媛県文化振興財団（以下「財団」という。）は、愛媛県内の文化活動の活性化を図るため、県民自らが行う自主的・創造的な文化活動に対して、予算の範囲内で令和7年度文化活動活性化支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の各号のすべてに該当するアマチュア文化団体とする。

- (1) 主たる事務所の所在地、又は活動の本拠が県内に存すること
- (2) 一定の規約等を有し、代表者及び所在地が明らかであること
- (3) 会計経理が明確であること
- (4) 一定の文化活動の実績があること、又は事業を完遂できる見込みがあること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、助成の対象としない。

- (1) 国・地方公共団体・独立行政法人・特殊法人等の公的法人
- (2) 文化施設の経営を主たる目的とする団体
- (3) 会社その他の営利団体
- (4) 学校、企業、事業所内の文化活動団体

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 日常の文化活動の成果を発表するために行うイベントの開催等で、広く県民に公開されるもの
- (2) その他、愛媛県の文化振興上特に必要と認められるもの

2 前項に規定する事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。

- (1) 専ら営利を目的とするもの
- (2) 特定の政治活動、又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 当該事業の実施に必要な経費のうち、当該助成金を除く額を確実に調達

できる見込みがないと認められるもの

(4) 学校における部活動や行事など、学校教育に関わるもの

(5) 他に国・地方公共団体・独立行政法人・特殊法人等の公的法人や公益法人等からの公的資金助成や会場使用料の減免を受けているもの

(6) 教授所・教室等が開催する稽古事・習い事等の定例的又は定期的な発表会

(7) 単なる鑑賞や講義・講演等による学習のみを内容とするもの

3 この助成金の交付の対象となる活動の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(助成対象経費及び助成金の額)

第4条 助成対象経費及び助成金の額については別表に定めるとおりとする。

(助成金交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、令和7年度文化活動活性化支援助成金交付申請書（様式第1号、以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、財団代表理事理事長（以下「理事長」という。）が定める日までに理事長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) その他参考となる資料

(助成金交付決定及び通知)

第6条 理事長は前条の申請書を受け取ったときは、学識経験者等で構成する選定委員会の議を経て、助成する活動及び助成する金額を決定するものとする。

2 理事長は、助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 理事長は、助成金の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要なときは、交付の条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付されている条件等に不服があるときは、交付決定

の通知を受理した日から10日以内に令和7年度文化活動活性化支援助成金交付申請取下げ書（様式第4号、以下「取下げ書」という。）により申請を取り下げることができる。

- 2 前項にかかわらず、申請者の自己都合により取り下げの場合は、その原因となる事実発生後、速やかに取下げ書を提出しなければならない。

（助成事業の変更又は中止の承認申請）

第8条 助成対象事業を実施する団体（以下「助成事業者」という。）は、助成対象事業の実施について、助成金が20%を超えて減額となる変更をしようとするときは、あらかじめ令和7年度文化活動活性化支援助成金助成対象事業変更承認申請書（様式第5号）に変更計画書（様式第6号）を添えて、理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 助成事業者は、助成対象事業を中止する場合は、あらかじめ令和7年度文化活動活性化支援助成金助成対象事業中止承認申請書（様式第7号）を理事長に提出しなければならない。

（事業実施の条件）

第9条 チラシ、ポスター、プログラム、広告物等に、「(公財)愛媛県文化振興財団 文化活動活性化支援事業」を入れること。また、文化活動活性化支援事業決定の日以前に印刷するものについては、「(公財)愛媛県文化振興財団 文化活動活性化支援事業申請中」とすること。ただし、募集以前の日印刷したものは、その限りではない。

（実績報告）

第10条 助成事業者は、助成対象事業の完了した日から起算して30日以内（令和8年3月中に事業が完了した場合は令和8年3月31日まで）に、令和7年度文化活動活性化支援助成金助成対象事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 収支の証拠書類及び事業実施の証拠資料

（助成金額の確定）

第11条 理事長は、前条に規定する報告書を受け取ったときは、これを審査

し、適当と認めたときは、交付すべき金額を確定し、速やかに助成金交付確定書により助成事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 助成事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に令和7年度文化活動活性化支援助成金請求書(様式第11号)を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第13条 理事長は、前条に規定する請求書を受け取ったときは、助成事業者に対して助成金を交付するものとする。

(報告及び調査)

第14条 理事長は、助成対象事業に関して、必要に応じて報告を求め、調査を行うことができる。

2 助成事業者は、前項の求めに応じ、速やかに資料・書類を提出し、調査に協力しなければならない。

(決定の取消し)

第15条 理事長は、助成事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の一部若しくは全部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (2) 不正手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき
- (3) 助成金を助成対象以外の用途に使用しようとしたとき
- (4) 助成対象事業を実施せず、実施しようという意思が認められないとき
- (5) 助成対象事業を完了する見込みがなくなったとき
- (6) 助成対象事業の施行において、著しく社会的妥当性を欠く行為があったと認められるとき
- (7) その他、この要綱の定めに違反したとき

(助成金の返還)

第16条 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(関係書類の保管)

第17条 助成事業者は、助成対象事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成対象事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年12月16日から施行する。

別表（第4条関係）

| | | |
|-----------------------|--|--------|
| 助成対象経費 及び助成金の 額 | 助成対象経費は、早朝・深夜等の追加料金を除く会場使用料（発表会場使用料、備品使用料、音響・照明器具借料等。ただし、本番日・準備及びリハーサル日ともに1日を限度とする。）とする。 | |
| | 助成金の額は、下記のとおりとする。（1,000円未満切り捨て） | |
| | 助成回数 | 上限額 |
| | 1～15回 | 20万円以内 |
| | 16～20回 | 15万円以内 |
| 21回以上 | 10万円以内 | |

※助成対象の会場使用料は、原則令和7年度の支出に限りませんが、前年度に前納されたものは対象とします。（会場使用料は、実績報告時に対象経費が判別できる書類の添付が必要です。）